

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付基準

1 趣旨

商業環境施設整備事業費補助金及び商業環境施設維持管理費補助金の交付に関しては、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めによる。

2 「施設整備事業費補助金」の交付に関する事項

(1) 事前協議

事業主体は、事業を実施するにあたって、事前に市と協議しなければならない。

(2) 合意形成

事業に対して十分認識のうえ、事業実施について会員の了解が得られていなければならない。事業主体が任意団体であっても法人組織同様、法人組織における総会にあたる議決機関（構成員全員が対象となる会議）で当該事業の実施について、決議等を行っていることを要する。

(3) 資金調達

事業主体は、(1)の規定による議決機関において議決された当該事業に係る「収支予算」及び「資金調達計画」を有し、その計画を適正に執行しなければならない。

(4) 業者選定

施設を新設（増設を除く。）又は建て替える場合は、当該事業の施工が可能な複数（2社以上）の業者から施工に関する提案（資料、カタログなど）及び見積りを徴し、補助対象団体等が設置する選考組織等により、事業効果及び経済性等を検討のうえ、最も優れていると認められる業者を選定するものとする。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(5) 関係帳簿の整備

事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした関係帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整備し、かつ、当該関係帳簿、書類等を補助金の交付を受けた日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産の耐用年数と10年間のうちいずれか長い期間が経過するまで保管しなければならない。

(6) 台帳管理

整備した施設は、整備した年月日、数量及び施設の増減や現在高等について施設台帳（書式は任意）に記録し、常に施設の状況を把握していなければならない。

(7) 事故防止

施設設置後は定期的な施設点検を行うなどして、その施設の機能の維持と事故防止に努めなければならない。

(8) 対象施設に関する事項

(共通する事項)

設置する施設すべてについて、次に掲げる①～⑤のすべての事項を満たすものでなければならない。

- ① 商店街、商業集積を形成している地区への設置であること。ただし、地区外であっても特段の事情が認められる場合は、この限りではない。
- ② 商店街の活性化、来街者の増加等に資するものであること。
- ③ 周辺の景観と調和するものであること。
- ④ 設置施設に広告看板等を掲示する場合は、以下によること。ただし、設置施設の広告看板掲示部位については、設置施設と一体でない場合を除き、補助対象から除外する。
 - ア 事業主体である補助対象団体等が組織として意思決定したもの。
 - イ 関係法令（道路法、景観条例、屋外広告物条例等）を遵守すること。
 - ウ 設置施設の強度・耐久性に影響を与えないこと。
 - エ 他の補助制度を利用している場合には、当該制度の基準も遵守すること。
- ⑤ 設置当初に付属する以外の消耗品、耐用年数の短い設備は補助対象外とする。

(街路灯に関する事項)

街路灯を設置、改修、移設又は撤去する場合は、次の①～④のすべての事項を満たすものでなければならない。

- ① 設置場所が適正であること。
- ② 設置基数が適正であること。
- ③ 建て替え、改修、移設又は撤去する場合は、原則として設置年度又は直近の規則第4条第1号に規定する補助金の交付を受けた年度のうちいずれか遅い年度から10年度（翌年度起算とする。）を経過していなければならない。ただし、特段の事情が認められる場合は、この限りではない。
- ④ 形状による区分は行わず、一律に街路灯として補助する。

(駐車場に関する事項)

駐車場を設置する場合は、次の①～③のすべての事項を満たすものでなければならない。

- ① 来客用として利用すること。
- ② 設置者は施設周辺の生活環境を乱さぬよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて近隣住民を対象とする説明会を行うものとする。
- ③ 駐車場の出入口など、歩行者の安全確保に十分配慮すること。

(施設処分に関する事項)

施設を処分する場合は、次の事項を満たすものでなければならない。

- ① 施設を移管する場合、施設を移管された団体が、移管された施設を適切に管理・運営すること。
- ② 街路灯の場合、町会、自治会と協議の上、協議内容を市に報告し、移管又は撤去すること。

3 「施設維持管理費補助金」の交付に関する事項

(1) 対象施設

対象施設は、次の①～③のいずれかに該当するものとする。

- ① 市補助金の交付を受けて整備したもの。
- ② 商店街が独自で設置した街路灯等であって、設置場所及び設置基数が適正であると認めるもの。
- ③ その他市長が認めるもの。

(2) 塗装又は塗装補修に関する事項

塗装又は塗装補修する場合は、設置年度又は直近の規則第4条第2号ウに規定する補助金の交付を受けた年度のうちいずれか遅い年度から5年度（翌年度起算とする。）を経過していなければならない。ただし、特段の事情が認められる場合は、この限りではない。

(3) 関係帳簿等の整備

事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした関係帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整備し、かつ、当該関係帳簿、書類等を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

4 「施設整備事業費補助金」及び「施設維持管理費補助金」の交付に関する事項

(1) 補助対象経費

補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を減額した額とする。

(2) 交付時期

規則第10条のただし書きについては、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金概算払請求書（第1号様式）により、市へ請求しなければならない。

(3) 概算払の精算

概算払により補助金を受けたときは、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金概算払精算書（第2号様式）により、精算の手続をとるとともに、不足が生じた場合にあつては不足額を請求し、残額が生じた場合にあつてはこれを返納しなければならない。

(4) 取得財産の処分

規則第16条の取得財産の処分については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産等の耐用年数を経過したときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年1月14日から施行する。また、補助金交付については平成

22年4月1日に遡って適用するものとする。
この基準は、平成25年4月1日から施行する。
この基準は、平成26年10月1日から施行する。
この基準は、平成29年4月1日から施行する。
この基準は、平成31年4月1日から施行する。
この基準は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
代表者名
所在地

㊞

年 月 日付け 号で決定のあった船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払を受ける理由

第2号様式

船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
代表者名
所在地

概算払を受けた船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金について、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	円
概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給(不足)額	円